令和七年九月三十日それぞれ同表の下欄に掲げる私人に委託した。 次の表の上欄に掲げる法令の規定により、令和七年四月一日同表の中欄に掲げる事務を徳島県告示第五百六号

徳島県知事 後 藤 田 正 純

	二 第 項 及 び 第 百 八 条 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	文和施地るの同と例な規条)令和六年 令二行方とは が が が が が が が が が が が が が り り り り り り	一部を改正	去今の見定
納事務 の5及び6に掲げる歳入を除く。)の収の スマートフォン等のアプリケーション四 スマートフォン等のアプリケーション	等の収納事務	1 使用料	収納事務の取りまとめいう。)の次号から第四号までに掲げる一次に掲げる歳入(以下「使用料等」と	巨劣
ト株式会社しんきん情報サービス は ま り は は さ は り り り り り り り り り り り り り り り	株式会社ローソン 株式会社 山崎製パン株式会社 小崎製パン株式会社パプラーミニストップ 株式会社 ファミリーマート		システム株式会社 ビリング 株式会社NTTデータ ビリング	4

法(昭和二	よる改正前 ――	法附則第六	とされる同	によること	お従前の例	定によりな ――	第三項の規り		正する法律 類	の一部を改し	地方自治法	三 項	五十六条第	いう。) 第	福祉法」と	下「旧児童	十四号。以	法律第百六	和二十二年	福祉法(昭	正前の児童	定による改を	第四条の規四	る同法附則 ――	こととされ	の例による ―――	の規定によ	二条第三項	号) 附則第 の	法律第十九二	(令和五年	•		地方自治法
加盟店舗における返還額等の収納事務				等の収納事務	直営店舗及び加盟店舗における返還額		まとめ	返還額等」という。)の収納事務の取	額並びに同条第三項の返還額(以下「	返還額及び徴収額、同条第二項の返還	旧生活保護法第七十八条の三第一項の											を利用して納付される徴収金の収納事務	スマートフォン等のアプリケーション		加盟店舗における徴収金の収納事務				収納事務	直営店舗及び加盟店舗における徴収金			による徴収金(以下「徴収金」という	旧児童福祉法第五十六条第二項の規定
株式会社しんきん情報サービス	株式会社ローソン	パ	株式会社ポプラ ミニストップ	パン 株式会社ファミリーマート	株式会社セブン イレブン・ジャ					システム株式会社	株式会社NTTデータ ビリング								ト株式会社	式会社みずほ銀行 楽天ペイメン	コモ PayPay株式会社 株	ay株式会社 株式会社NTTド	KDDI株式会社 LINE P		株式会社しんきん情報サービス	杉田名名に「ソン		株式会社ポプラ ミニストップ	パン 株式会社ファミリーマート	株式会社セブン イレブン・ジャ			株 式	株式会社NTTデータ ビリング

		の 十 六
		第五十一条
		という。)
ト株式会社		路交通法」
式会社みずほ銀行		以下「旧道
∃ E P a Y P	事務	第百五号。
a y株式会社	を利用して納付される放置違反金の収納	十五年法律
KDDI株式会社	四 スマートフォン等のアプリケーション	法 (昭和三
		の道路交通
	務	よる改正前
株式会社しんきん情報サービス	三 加盟店舗における放置違反金の収納事	条の規定に
		法附則第九
株式会社ローソン		とされる同
株式会社 山崎製パン株式会社		によること
株式会社ポプラ		お従前の例
パン 株式会社ファミリーマート	反金の収納事務	定によりな
株式会社セブン	直営店舗及び加盟店舗における放置違	第三項の規
		附則第二条
	う。)の収納事務の取りまとめ	正する法律
システム株式会社	放置違反金 (以下「放置違反金」とい	の一部を改
株式会社NTTデー	旧道路交通法第五十一条の四第四項の	地方自治法
		三項まで
		一項から第
		八条の三第
		。)第七十
		法」という
		旧生活保護
		号。以下「
		第百四十四
		十五年法律